

有効期間満了日 令和3年9月30日

熊生環第920号

令和2年12月14日

銃砲行政における新型コロナウイルス感染症対策について(通達)

見出しのことについては、「銃砲行政における新型コロナウイルス感染症対策について(通達)」(令和2年5月19日付け熊生環第448号。以下「旧通達」という。)に基づき実施しているところであるが、この度、旧通達の有効期間が満了することから、警察庁から別添のとおり「銃砲行政における新型コロナウイルス感染症対策について(通達)」(令和2年12月11日付け警察庁丁保発第202号。以下「本通達」という。),「銃砲行政における新型コロナウイルス感染症対策の実施に当たっての留意事項について」(令和2年12月11日付け警察庁事務連絡。以下「事務連絡」という。)が発出された。

各警察署においては、引き続き感染予防対策を徹底するとともに、関係する法令、本通達及び事務連絡に基づき対応に遺漏のないようにされたい。

なお、旧通達については廃止する。

※ 警察庁通達「銃砲行政における新型コロナウイルス感染症対策について(通達)」については、警察庁ホームページをご覧ください。